

滋賀県障害者雇用対策本部の概要

- 背景： ・令和5年6月1日現在の県内の障害者の雇用状況は、民間企業の実雇用率が2.52%と、法定雇用率の2.3%を超えたが、法定雇用率達成企業の割合が59.2%であり、約4割の企業については未達成となっている状況である。
 ・基本構想に掲げる「互いに支え合い、誰もが自らの能力を発揮し活躍する、夢や希望に満ちた滋賀」の実現のためには、障害のある人がその能力と適性に応じ働く場に参加し、力を発揮できる環境を早急に整備していくことが喫緊の課題となっている。

- 目的： 関係部局等との連携により、障害者の雇用に係る施策の総合的かつ効果的な推進を図る。
 ○設置： 平成24年12月17日
 ○事務局： 労働雇用政策課、障害福祉課、特別支援教育課
 ○所掌事務： ① 障害者の雇用の推進に関する総合調整に関すること。 ② 経済団体、福祉団体等の関係機関との連絡調整に関すること。
 ③ その他障害者の雇用について必要な事項に関すること。

本部員会議

(本部長：知事、副本部長副知事)

本部員

幹事会議

幹事

知事公室長	広報課長、
総合企画部長	企画調整課長、人権施策推進課長
総務部長	人事課長
文化スポーツ部長	文化芸術振興課長
琵琶湖環境部長	環境政策課長
健康医療福祉部長	健康福祉政策課長、障害福祉課長
子ども若者部	子ども若者政策・私学振興課長
商工観光労働部長	商工政策課長、労働雇用政策課長
農政水産部長	農政課長
土木交通部長	監理課長
会計管理者	管理課長
企業庁長	経営課長
病院事業庁長	経営管理課長
教育委員会教育長	教育総務課長、高校教育課長、 幼小中教育課長、特別支援教育課長
警察本部長	警務課長
滋賀労働局職業安定部長	職業対策課長